

## 12 政令別表第1(10)項、(12)項～(14)項(停車場、工場、駐車場、車庫等)

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数により算定する。

### 算定要素の定義

車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者(例 食堂・売店等の従業者)を含む。